

(案)

番 号
年 月 日

経済産業大臣

世耕 弘成 宛

原子力委員会委員長

岡 芳明

使用済燃料再処理機構の使用済燃料再処理等実施中期計画の変更について

平成30年3月30日付け20180326資第36号をもって意見を求められた原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律第45条第1項後段の規定に基づき使用済燃料再処理機構から経済産業大臣に申請のあった使用済燃料再処理等実施中期計画については、別紙のとおりである。

(案)

使用済燃料再処理機構の使用済燃料再処理等実施中期計画の変更 に対する意見について（見解）

平成30年4月〇日
原 子 力 委 員 会

この度、平成30年3月30日付け20180326第36号をもって、経済産業大臣より、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議を踏まえ意見を求められた、使用済燃料再処理機構（以下「機構」という。）が策定する使用済燃料再処理等実施中期計画（以下「実施中期計画」という。）について、以下の通り意見を示す。

今般の実施中期計画では、日本原燃株式会社の六ヶ所再処理施設及び六ヶ所MOX燃料加工施設のしゅん工時期が延長したこと等に伴う変更については意見はない。

なお、引き続き、「使用済燃料再処理が策定する使用済燃料再処理等実施中期計画に対する意見について（見解）」（平成28年10月28日）において求めたとおり、再処理や再処理関連加工の実施時期及び量を含む実施中期計画が再処理を実施する前に提示されることを求める。

原子力委員会としては、「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方について」（平成15年8月5日原子力委員会決定、以下「基本的な考え方」という。）に関し、平和利用に係る透明性向上の観点から、フランスの政府のガイドライン「余剰プルトニウムを発生させないために、一定期間の分離プルトニウムの利用見通しにしたがって、使用済燃料を再処理する。」という考え方も参考にして、この「基本的な考え方」をアップデートすることについて検討している。

今後、経済産業大臣による再処理や再処理関連加工の実施時期及び量に関する記述を含む実施中期計画の認可に際しては、利用目的のないプルトニウムは持たないとの原則の下、プルトニウム需給バランスの観点から、今後、アップデートされる「基本的な考え方」を踏まえた原子力委員会の意見を聴いて認可することを求める。

また、原子力委員会としては、機構の実施中期計画の下で事業を推進するに当たり、機構及び事業を委託する事業者の双方のガバナンスが重要であると認識しており、その観点から実施中期計画を実施するための適切な役割分担、実施体制の下、効率的・効果的に事業が推進されることを期待する。

六ヶ所再処理施設及び六ヶ所MOX燃料加工施設が安全・順調に操業することは、核燃料サイクルにとって重要である。そのため、日本原燃株式会社は適切な工程管理と施設周辺の環境保全に加えて技術的知見の蓄積・継承に取り組むとともに、学理を習得し、技術的知識も有する人材育成についても強力に推進されることを期待する。

以上